

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 17 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530762

研究課題名(和文) 地域包括支援センターの高齢者虐待対応を促進する為のグループインタビューによる研究

研究課題名(英文) Research on a system to promote appropriate countermeasures against elderly abuse of the community general support centers based on the group interviews

研究代表者

坂田 伸子 (SAKATA, Nobuko)

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員

研究者番号：60408961

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は2か所の体制が異なる行政において、全委託型地域包括支援センターの社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員と行政職員を対象に、それぞれ4職種別のフォーカスグループインタビュー調査を実施した。その結果、行政と地域包括支援センター間に高齢者虐待対応に関する異なる課題と共通の課題があることが分かった。

本研究では、これら共通課題を「行政の内部体制」・「委託型地域包括支援センターの内部体制」・「行政と地域包括支援センターの連携・協働体制」・「地域包括支援センターを取り巻く地域体制」・「国レベルの政策」の5項目に分類し、各項目の対応策を「高齢者虐待対応体制の推進に向けての提言(案)」として示した。

研究成果の概要(英文)：This research is based on the focus group interviews by occupation targeting certified social workers, public health nurses, chief care managers, and administrative officers of the community general support centers in two areas. The survey found that there exist two types of action assignments: those different from each other depending on the areas and community general support centers and those in common with each other.

This research makes proposals (draft) for promoting a system to provide appropriate countermeasures against elderly abuse while classifying these common action assignments into the following five categories; the internal organization of administration, the internal organization of a community general support center, organization for cooperation and coordination between administration and a community general support center, regional organization surrounding the community general support center, and the national-level policies.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：高齢者虐待 地域包括支援センター 市町村

1. 研究開始当初の背景

厚生労働省は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法と記す)施行後、市町村に対して調査を毎年実施し「平成 18 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」の報告書から継続して毎年発行している。報告書の「3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について」(以下、厚労省市町村調査と記す)において、高齢者虐待防止のための体制整備状況が報告されている。2003 年度に財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(以下、2003 年度全国調査と記す)の類似調査項目と法施行後の厚労省市町村調査結果を比較すると、高齢者虐待防止法施行により、全国的に高齢者虐待防止体制が整備されつつあることがわかる。

市町村における高齢者虐待防止に関しては、前述の 2003 年度全国調査や 2006 年度以降の厚労省市町村調査があるが、研究者による市町村対象の高齢者虐待対応に関する当初の悉皆調査は、筆者が実施した 2006~2007 年度調査以外ほとんどない。高齢者虐待対応のモデル事業を実施した市町村の研究はあるが、全国の多様な市町村の高齢者虐待防止対応の研究は少なかった。また、地域包括支援センターの調査は保健師・看護師、社会福祉士、行政等の立場からの調査研究はあるが、市町村と地域包括支援センター間の高齢者虐待対応に関する調査は少なかった。

2. 研究の目的

21 世紀に入って高齢者虐待問題に対する社会的関心が高まり、前述の 2003 年度全国調査が 2003 年 11 月~2004 年 1 月に家庭内の高齢者虐待に接することがあると思われる機関と市町村を対象として実施された。

2006 年 4 月には、高齢者虐待防止法が施行

され、市町村における高齢者虐待防止の基盤整備が始まった。また、2006 年 4 月から実施の改正介護保険法に、「虐待の早期発見・防止などの権利擁護」の機能を担う地域包括支援センターの設置が盛り込まれ、業務内容として「高齢者虐待防止ネットワーク」の早急の構築等が掲げられた。地域における高齢者虐待対応を担う地域包括支援センターの設置が開始してから本研究開始の 2011 年 4 月までに約 5 年が経過し、市町村における高齢者虐待対応の現状と課題を明らかにし、虐待防止体制の整備を促進する必要があった。

本研究では、(1)市町村内の各地域包括支援センター職員、(2)3 職種別(社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員)の職員、(3)行政職員を対象にフォーカスグループインタビュー調査を実施して、質問紙調査より詳細な地域包括支援センターと行政との現状と課題を明らかにし、市町村における高齢者虐待対応促進に貢献することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 研究組織

本研究の実施にあたっては、科学研究費の応募資格を有しないが、現場において高齢者虐待防止に取り組んでいる行政職員と地域包括支援センター職員の協力が必要不可欠であると考え研究協力を依頼した。看護師・保健師、介護支援専門員、社会福祉士等の資格を合わせ持つ研究者、行政職員、地域包括支援センター職員による委員会を設置し、検討を重ねた。委員会の開催回数を以下に示す。

* 委員会開催回数 2011 年度：2 回

2012 年度：2 回 2013 年度：5 回

* 作業部会開催回数 2013 年度：1 回

(2) 人権の保護及び法令等の遵守への対応

行政職員、地域包括支援センター職員を対象としたフォーカスグループインタビュー調査・自記式質問紙調査を実施したが、事前に調査の内容を十分説明して、調査への参加と IC レコーダーへの録音の同意を得たうえ

で実施した。参加者に番号を振り分け、テープ起こしのデータにおいて発言者はすべて番号で処理し、発言者が誰かわからないようにしてデータ化した。人権及び権利に十分注意して実施し、個人・市町村が特定されないように統計処理を行い、データを研究以外に利用しないことを説明して実施した。報告書等で市町村名を記載する場合は原則アルファベットで表記すると説明し了解を得た。

インタビュー調査・自記式質問紙調査において知り得た事例等の個人情報についても、人権及び権利に十分注意し東洋大学の倫理規定、日本社会福祉学会の倫理規定、日本社会福祉士会の倫理規定等を遵守して、個人情報等については慎重に扱った。

(3)本研究の枠組み

本研究の枠組みは、フォーカスグループインタビューとフォーカスグループインタビュー実施後約3カ月の時点での郵送による自記式質問紙調査の2段階の調査になっている。フォーカスグループインタビュー調査時点で、フェイスシートの記入と厚労省市町村調査で実施している「市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等」の質問項目に関する自記式質問紙調査を実施した。

(4)調査概要(2011・2012年度)

インタビュー前に、フェイスシートの記入と自記式質問紙調査を実施した。

フェイスシート

性別、年齢、取得資格、地域包括支援センター(または行政)勤務年数等の項目。

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等についての自記式質問紙調査

フォーカスグループインタビュー対象者に、前述の厚労省市町村調査の項目について自記式質問紙調査を実施した。

フォーカスグループインタビュー調査

2011年度、2012年度各1か所で実施した。2011年度は、地域包括支援センターの社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師・看

護師の3職種別グループ、行政職員、各地域包括支援センター内職員を対象にフォーカスグループインタビューを実施した。2012年度は、地域包括支援センターの社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師・看護師の3職種、行政職員を対象にフォーカスグループインタビューを実施した。

フォーカスグループインタビュー調査は、半構造的なインタビューガイドを用いたグループインタビュー法で行った。インタビューの所要時間は60分間で、1回のみとした。インタビューの場所は、各行政の役所内会議室を借り、司会は本研究代表者と委員が担当した。また、会話はICレコーダーで録音した。なお、インタビューガイドは、高齢者虐待対応の取組の現状、行政と地域包括支援センターとの連携・協働の現状と課題、改善への取組等である。

分析手法は、ICレコーダーで録音した内容を逐語化した後、行政と地域包括支援センターとの取組の現状、体制の特性ならびに課題に関連する文章を抽出し、共通性・相違性をもとに分類・整理した。分析は複数回、複数の研究者で実施した。

フォーカスグループインタビュー実施後約3カ月後の郵送自記式質問紙調査による評価アンケート(2011年度・2012年度)

フォーカスグループインタビュー実施後約3カ月の時点で、フォーカスグループインタビューの全参加者に郵送による自記式質問紙調査を実施した。内容は、その後の高齢者虐待対応に関する話し合いの有無や、参考になったこと、高齢者虐待対応で変化したこと、気付いた点などである。

(4)調査の手法

調査対象(市町村の特定を避けるため、調査対象に対して“エリア”を使用する。)

<フォーカスグループインタビュー>

対象者は、3職種別(社会福祉士、保健師・看護師、主任介護支援専門員)職員、行政職

員で、首都圏にある委託型の地域包括支援センターをもつ2か所のエリアで実施した。

Aエリア：地域包括支援センター8ヶ所、65歳以上人口約5.5万人・高齢化率約17%行政職員16名、地域包括支援センター職員20名。地域包括支援センター担当の行政職員を配置している。(調査実施時)

Bエリア：地域包括支援センター20ヶ所、65歳以上人口約10.5万人・高齢化率約20%行政職員9名(3部署)地域包括支援センター職員71名。現在起きている高齢者虐待対応には行政職員3名が、全地域包括支援センターを担当している。(調査実施時)

なお、Aエリアでは各地域包括支援センター内3職種を対象にフォーカスグループインタビューを実施したが、Bエリアで実施できなかったため本報告書では省略している。

<3カ月後自記式質問紙調査>

対象者は、フォーカスグループインタビューに参加した行政職員と地域包括支援センター職員である。

Aエリアは回収数18、有効数17、回収率50.0%、Bエリアは、回収数62、有効数60、回収率77.5%であった。

調査内容

<フォーカスグループインタビュー>

Aエリアは社会福祉士職(8名)保健師職(6名)主任介護支援専門員職(6名)行政職員(16名)Bエリアは社会福祉士職(30名)保健師職(21名)主任介護支援専門員職(20名)行政職員(9名)であった。

それぞれ約60分間かけて実施したが、Bエリアは調査対象者が多かったため、7~10名になるように3職種それぞれ3グループに分けて実施した。半構造的なインタビューガイドを用いて、高齢者虐待防止体制、高齢者虐待対応についての14項目と、職種ごとの問題点、地域包括支援センターの地域の特殊性、虐待事例の傾向などを調査項目とした。

<3カ月後の自記式質問紙調査>

質問項目は、インタビュー後の話し合いの有無、個人の気付きなどである。

調査期間

<フォーカスグループインタビュー>

Aエリア：2011年11月8日~12月19日

Bエリア：2012年11月13日~11月30日

<3カ月後自記式質問紙調査>

Aエリア：2012年3月10日~3月22日

Bエリア：2013年3月7日~3月22日

4. 研究成果

高齢者虐待対応は防止・啓発・対応等を含めて行政担当部署と地域包括支援センターが中心となり、地域の社会資源、民生委員や近隣住民の協力を得て行われている。地域包括支援センターは、高齢者の抱える問題の対応に当たる地域での中心的存在であり、高齢者の総合相談を業務としている。高齢者虐待対応は、地域包括支援センターの業務の一部でしかなく、地域包括支援センターの3職種の中で、社会福祉士のみが高齢者の権利擁護担当として高齢者虐待の防止・対応を業務としているわけではなかった。地域包括支援センターでは、3職種それぞれが専門性を発揮した仕事を中心的に担当しながら、協力して高齢者虐待問題に取り組んでいた。

フォーカスグループインタビューにおいて、根本的な問題として地域包括支援センター業務の多様性と業務量の多さが課題としてあがった。高齢者虐待は、早期発見・早期対応が重要であるが、見守りなども含めて対応に時間がかかり、家族支援を含め十分な時間をかけられない現状等を把握した。

把握された課題をカテゴリー化し、高齢者虐待対応体制の推進に向け、「行政の内部体制」・「委託型地域包括支援センターの内部体制」・「行政と地域包括支援センターの連携・協働体制」・「地域包括支援センターを取り巻く地域体制」・「国レベルの政策」の5項目の提案をし、「高齢者虐待対応体制の推進に向けての提言(案)」を全体像として図示した。

「行政の内部体制」として、委託型地域包括支援センターとの連携を密にとり、地域包括支援センター職員が不安なく高齢者虐待対応をするには、地域包括支援センター数に応じた職員の配置が必要である。可能なら、地域包括支援センターとの担当制があるとケースが共有され連携がとりやすい。行政職員は、短期間では2年での異動もあるようだが、できれば専門職として勤務年数を考慮するとともに、在職期間中の高齢者虐待データや対応スキルを継承する方法を考える必要がある。また、行政によって個人情報保護法との兼ね合いも異なると思うが、迅速な高齢者虐待対応のための情報として、行政が持っている個人情報の地域包括支援センターとの共有も必要であると考えた。

「委託型地域包括支援センターの内部体制」として、高齢者虐待対応の専門職として若い人材を育てる体制が必要である。高齢者虐待対応は、経験や知識、スキル等の基本的な要素のほかに、地域の特性やその地域の社会資源の熟知などが重要になる。経験豊富な職員からスキル等を学べる体制作りが急務であり、経験が浅い職員もチームで対応することで実践の場における習得が可能になる。

「行政と地域包括支援センターの連携・協働体制」として、書類での詳細な報告が継続されていても分離や措置が必要となる場合もあるので、適宜訪問に同行して事実確認からの経緯を行政と地域包括支援センターで連携をとり共有していく必要がある。地域包括支援センター職員個人として、地域包括支援センターのチームとして、行政職員としての高齢者虐待対応の事例やスキルを蓄積して有効活用することが大切である。また、行政内にスーパーバイザー的な役割を持つ高齢者虐待の専門の職員の配置や、行政としての精神保健福祉士や弁護士等他の専門職や機関との連携・協働のサポートも重要である。

「地域包括支援センターを取り巻く地域

体制」として、地域住民のエンパワメントが重要であり、地域住民が高齢者虐待の知識や認識を高め、地域で高齢者を見守る体制作りが必要である。また、消防署、警察署、医療機関、民生委員、自治会、地域住民等対象者ごとの高齢者虐待の啓発活動が必要である。地域住民が「虐待」という言葉を敬遠するならば別のタイトルで講演会を開催すればよい。

「国レベルの政策」として、新規卒業の社会福祉士や経験が浅い職員が高齢者虐待の現場で働く際に戸惑うことがなく、継続して働けるような卒業後の教育や研修プログラムを検討する必要がある。もちろん現在の大学の社会福祉士養成課程においても高齢者虐待については、指定科目の中で教えられている。地域包括支援センターにおける相談援助実習もあるが、地域包括支援センターに就職する社会福祉士がすべて地域包括支援センターで実習したとは限らない。また、保健師や主任介護支援専門員も高齢者虐待対応をしているため、新任はもちろん現任研修も3職種と行政職にも必要になる。現在も各市町村で研修を実施しているが、統一されたカリキュラムでの研修が必要である。新たな認定社会福祉士制度を創設し、社会福祉士のスキルアップや指導者の養成が始まっているが、現時点においては、社会福祉士に限らず高齢者虐待対応の経験豊富な人材を、地域包括支援センターにおける新規卒業生の社会福祉士や経験の浅い職員育成の指導者にすることも有益ではないかと考えた。

また、高齢者虐待に関する課題を把握する中で、課題対応や啓発の方法など、エリアや地域包括支援センターが独自に工夫していることなどを、全国の地域包括支援センターに発信して共有することが、高齢者虐待防止の推進に有益であると考えた。行政職員や地域包括支援センター職員は所属市町村の経験が基盤になるため、他の地域の高齢者虐待対応のノウハウをネット上で共有できる全

国内的システムの開発の必要性を感じた。

行政および地域包括支援センターの業務量について検討する中で、行政の福祉職や地域包括支援センターなどの退職者の活用システムの構築について議論された。有能な人材を地域で活用する方法を模索する必要性がある。同様に業務量軽減の方法として、NPOや独立型の社会福祉士、委託法人内の人材の活用などが提案された。退職者の活用や業務の外部委託は守秘義務や個人情報保護法を考慮する必要があるが、高齢者の増加に伴い地域包括支援センターの業務量が増加する現状では、有効な方法である。

本提言(案)は、2か所のみフォーカスグループインタビュー調査に基づくものであり、普遍化するには限界がある。提言(案)も学識経験者、研究員、行政職員、地域包括支援センター職員9名で構成した委員会で議論しながらまとめたに過ぎない。しかし、調査や委員会を通して現場の職員の苦悩・不安・負担等を把握したが、日々の努力や情熱も感じ取ることができた。高齢者虐待の対応促進と虐待防止への貢献を目的とした3年間の研究成果を多くの市町村に参考にしていただくために報告書を作成し、都道府県と一部の市町村と地域包括支援センターに送付した。

今後の課題として、高齢者虐待対応の市町村における行政と地域包括支援センターの体制を調査して類型化し、体制ごとの高齢者虐待対応の課題の把握を進めて提言を普遍化し、実現に向け研究を継続したいと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

坂田伸子「地域包括支援センターの高齢者虐待対応の相違に関する一考察～フォーカスグループインタビューから～」東洋大学社会学部紀要 第51-2号,2014,pp.65-77,査読無。

〔学会発表〕(計 3 件)

坂田伸子「フォーカスグループインタビ

ュー後の高齢者虐待対応の気付きと課題～地域包括支援センター職員・行政職員への質問紙調査から～」第21回日本介護福祉学会,熊本学園大学,2013/10/19・20.

坂田伸子・田中敦子・木村暢男・中西三春・前原知恵美・笠原彩子・本多恵利・渡邊匠「行政と地域包括支援センターとの高齢者虐待への取組の現状と課題～行政担当職員を対象としたフォーカスグループインタビューから～」第10回日本高齢者虐待防止学会愛媛大会,松前総合文化センター,2013/09/21.

坂田伸子・田中敦子・木村暢男・中西三春・前原知恵美・笠原彩子・本多恵利・渡邊匠「高齢者虐待に取り組む援助者の認識について～地域包括支援センターを視点として～」第9回日本高齢者虐待防止学会神戸大会,甲南女子大学,2012/07/14.

6. 研究組織

(1)研究代表者

坂田 伸子 (SAKATA, Nobuko)

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員

研究者番号：60408961

(2)連携研究者

木村 暢男 (KIMURA, Nobuo)

三重県立看護大学・看護学部・講師

研究者番号：30454309

田中 敦子 (TANAKA, Atuko)

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員

研究者番号：00352633

(3)研究協力者

笠原 彩子 (KASAHARA, Ayako)

横浜市立脳血管医療センター

中西 三春 (NAKANISI, Miharuru)

公益財団法人東京都医学総合研究所

本多 恵利 (HONNDA, Eri)

三鷹市連雀地域包括支援センター

前原 知恵美 (MAEHARA, Tiemi)

横浜市磯子区福祉保健センター福祉保健課

眞島 知寿子 (MAZIMA, Tizuko)

横浜市港北区福祉保健センター高齢・障害支援課

渡邊 匠 (WATANABE, Takumi)

横浜市阿久和地域ケアプラザ地域包括支援センター